

証券税制の概要

現行の証券税制の概要は、次表のとおりです。詳細については3頁以降をご覧ください。

区分		課税方式				・損益通算 ・繰越控除 (3年間)の適用 ・特定口座への 受け入れ	
		区分		区分			譲渡所得等 (償還差益を含む)
		区分		区分			
		区分		区分		区分	
上場株式等のグループ	上場株式等	・上場株式、上場投資口(注1) ・特定投資法人の投資口 ・上場株式投資信託の受益権 ・公募株式投資信託の受益権	20.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%]	選択	確定申告不要 総合課税 申告分離課税	上場株式等の譲渡 所得等として 申告分離課税	原則として、 いずれも可能
	特定公社債等	・特定公社債(=国債、地方債、外国 国債、外国地方債、公募公社債、上場 公社債、その他特定の公社債) ・上場公社債投資信託の受益権 ・公募公社債投資信託の受益権	20.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%]	選択	確定申告不要 申告分離課税	上場株式等の譲渡 所得等として 申告分離課税	
一般株式等のグループ	非上場株式等	・非上場株式、非上場投資口 (特定投資法人の投資口を 除く)(注1) ・私募株式投資信託の受益権	20.42% [所得税および 復興特別所得税 20.42% 住民税 なし]	選択	確定申告不要(所 得税のみ。住民税 は総合課税)	一般株式等の譲渡 所得等として 申告分離課税	いずれも不可
					総合課税		
	一般公社債等	・特定公社債以外の公社債 ・私募公社債投資信託の受益権	20.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%]	確定申告不可 (源泉分離課税)	総合課税	一般株式等の譲渡 所得等として 申告分離課税	
		・同族会社が発行した社債でその同族 会社の同族株主等が所有するもの (注2)	15.315% [所得税および 復興特別所得税 15.315% 住民税 なし]	総合課税	総合課税	一般株式等の譲渡 所得等として申告分離課税。 ただし、社債の償還 差益は雑所得として 総合課税	

(注1) 内国法人の大口株主等(発行済株式(投資口を含む)総数の3%以上を保有する個人株主(投資主を含む))がその内国法人から支払いを受け
る上場株式(投資口を含む)の配当所得は、非上場株式等の配当所得と同様の課税方式となっています。

(注2) 「同族株主等の定義」は14頁をご覧ください。

